

令和7年度第1回千葉市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門分科会 議事録

1 日時： 令和7年8月6日（水） 午後7時00分～午後8時20分

2 場所： 千葉市役所高層棟1階 正庁

3 出席委員

（1）委員

三田寺裕治委員、植草毅委員、合江みゆき委員、島田晴美委員、清水節雄委員、
武村潤一委員、初芝勤委員、福田雄三委員、水谷洋子委員、和田浩明委員、
金子恵子委員、斎藤浩司委員、諏訪さゆり委員、岡田法子委員、谷村夏子委員、
矢島陽一委員

【定員20名中16名出席】

（2）事務局

高石高齢障害部長、白井健康福祉部長、和田高齢福祉課長、上原介護保険管理課長、
渡邊介護保険事業課長、中田地域福祉課長、渡辺地域包括ケア推進課長、
久保田在宅医療・介護連携支援センター所長、
亀井健康推進課長、他担当職員等

（3）傍聴者

0人

4 議題

- (1) 高齢者福祉・介護保険専門分科会会長の選任について
- (2) 高齢者福祉・介護保険専門分科会会長職務代理の選任について
- (3) 「高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）」に係る
令和6年度の取組み状況及び自己評価結果について
- (4) 第9期介護保険事業（令和6年度）の運営状況について

5 議事の概要

- (1) 分科会会長を選任した。
- (2) 分科会会長職務代理を選任した。
- (3) 「高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）」に係る令和6年度の取組状況
及び自己評価結果について、「資料1-1、1-2、資料2」に基づき、事務局の説明
後、質疑を行った。

（4）第9期介護保険事業（令和6年度）の運営状況について、「資料3、4、5、6」に基づき、事務局の説明後、質疑を行った。

6 会議の経過

【小室介護保険管理課長補佐】

定刻となりましたので、ただいまから、「令和7年度第1回千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会」を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます介護保険管理課の小室と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、委員総数20名のうち半数を超える16名の方にご出席いただいておりますので、千葉市社会福祉審議会条例の規定により会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条の規定により、会議を公開し傍聴を認めておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元の配布資料の確認をお願いします。まず、上から次第、委員名簿、席次表、続いて、会議資料が1-1から6となっております。資料につきましては、1-1、1-2とございますのでご注意ください。

資料に不足等がございましたら、お申し付けください。よろしいでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、高齢障害部長の高石よりご挨拶申し上げます。

【高石高齢障害部長】

皆さん、こんばんは。高齢障害部長の高石でございます。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、また夜分にも関わらず、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

委員の皆様方には日頃より本市の保健福祉行政はもとより、市政に多大なるご支援、ご協力を賜り、この場をお借りいたしまして、改めて、御礼申し上げます。

また、今回は、任期満了に伴う委員改選後、初の会議となります。あらためて、委員をお引き受けくださいましたことに感謝申し上げます。

さて、本市では、昨年度から「高齢者保健福祉推進計画・第9期介護保険事業計画」がスタートし、「高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る」という目標の実現に向けて、各種事業を推進しているところでございます。

本日は、本計画における昨年度の振り返りや、介護保険事業の運営状況について、ご報告をさせていただきます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見等を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

【小室介護保険管理課長補佐】

続きまして、本日は、本年6月の任期満了に伴う改選後、第1回目の会議となりますので、委員

の皆様のご紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしましたら、その場でご起立をお願いいたします。

植草 豊委員。

合江 みゆき委員。

島田 晴美委員。

清水 節雄委員。

武村 潤一委員。

初芝 勤委員。

福田 雄三委員。

水谷 洋子委員。

和田 浩明委員。

金子 恵子委員。

斎藤 浩司委員。

諏訪 さゆり委員。

三田寺 裕治委員。

岡田 法子委員。

谷村 夏子委員。

矢島 陽一委員。

委員の皆様、ありがとうございました。

事務局職員につきましては、時間の都合上、お手元にお配りしてございます席次表にての紹介に替えさせていただきます。

続きまして、議事の進め方についてお願いいたします。

議事進行中、ご意見やご質問がある場合には、挙手をお願いいたします。その後、指名をされましたら、ご発言ください。

それでは、これより議事に入らせていただきますが、先ほど申し上げた通り、本日は、改選後初めての会議となりますので、会長をご選出いただく必要がございます。

そこで、事務局から仮議長を立て、会長選出に係る議事を進行することといたします。今回は、高齢障害部長の高石が、仮議長を務めさせていただきます。

（1）高齢者福祉・介護保険専門分科会会長の選任について

【高石高齢障害部長】

それでは、会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

議題1、「高齢者福祉・介護保険専門分科会会長の選出」につきましては、千葉市社会福祉審議会条例の規定により、委員の互選となっておりますが、いかがでしょうか。

【初芝委員】

本分科会会長には、福祉の分野に造詣が深く、前任期間中も本分科会会長を務められた、三田寺裕治委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【高石高齢障害部長】

ただいま、初芝委員より、会長には三田寺委員を推薦する旨のご提案がございましたが、委員の皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、三田寺委員に会長をお願いしたいと存じます。

以上を持ちまして、私の任を終えさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

【小室介護保険管理課長補佐】

それでは、三田寺会長には、会長席へお移りいただき、就任のご挨拶をいただければと存じます。

【三田寺会長】

引き続き分科会の会長を務めさせていただきます、淑徳大学の三田寺と申します。皆様のお力を借りしながら、よりよい分科会の運営に努めて参りたいと思います。

どうぞよろしくお願いいいたします。

【小室介護保険管理課長補佐】

三田寺会長、ありがとうございます。今後の議事進行は、三田寺会長にお願いすることといたします。それでは、よろしくお願いいいたします。

(2) 高齢者福祉・介護保険専門分科会会長職務代理の選任について

【三田寺会長】

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議題2、「高齢者福祉・介護保険専門分科会会長職務代理の選任」につきましては、千葉市社会福祉審議会条例の規定により、会長が指名することとされております。

私といたしましては、前任期間と同様に、福祉の専門家であり、長年にわたり、千葉市の保健福祉行政にご尽力してこられた、千葉市老人福祉施設協議会副会長の武村潤一委員にお願いしたいと思います。武村委員、いかがでしょうか。

【武村委員】

お受けいたします。

【三田寺会長】

ありがとうございます。それでは、武村委員には、就任のご挨拶をお願いいたします。

【武村委員】

ただいまご審議いただきました、千葉市老人福祉施設協議会の武村と申します。

三田寺会長を支えて、この分科会が良いものになるようにしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【三田寺会長】

ありがとうございました。それでは議事を進めさせていただきます。

(3) 「高齢者保健福祉推進計画・第9期介護保険事業計画」に係る令和6年度の取組状況及び自己評価結果について

【三田寺会長】

続きまして、議題3、「高齢者保健福祉推進計画・第9期介護保険事業計画に係る令和6年度の取組み状況及び自己評価結果」について、事務局から説明をお願いします。

【和田高齢福祉課長】

高齢福祉課長の和田でございます。議題3につきまして、資料に沿って説明いたします。

該当する資料は、資料1-1、資料1-2及び資料2となります。

資料1-1は、千葉市高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）、計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間でございますが、その1年目であります令和6年度の取組みと評価を一覧表にまとめたものでございます。

資料1-2は、第9期介護保険事業計画に掲載する129の取組みと目標に対し、令和6年度の実施内容、事業所管課による自己評価、課題と対応策をまとめたものになりますが、事業数が129ございますので、こちらを使って説明することは時間的に難しいため、本日は、資料1-1を使って説明させていただきます。

それでは資料1-1をご覧ください。

こちらは、計画の基本方針、主要施策ごとに、事業の数とそれぞれの事業の自己評価を、資料右下に記載しております「自己評価基準」に沿って、各事業の計画目標、目標数値に対して、どの程度達成できたかを、○、△、×に分け、一覧にまとめたものになります。

○は、達成率80%以上もしくは達成できたもの、△は、達成率60%～79%もしくはおおむね達成できたもの、△は、達成率30%～59%もしくは達成はやや不十分だったもの、×は、達成率29%以下もしくは全く達成できなかったものとなります。

自己評価基準のすぐ上の、各事業の合計件数と事業の進捗に関する評価状況の欄をご覧ください。

計画事業129事業のうち、○が92事業で71.3%、△が22事業で17.1%、△が11事業で8.5%、×が4事業で3.1%となっております。本日は、この中で×がついている4事業について、説明させていただきます。

資料1-1の2枚目をご覧ください。

4 事業それぞれの事業内容と目標値、令和6年度の実績と課題、今後の対応策についてまとめたものでございます。

まず、一番上の取組み、高齢者見守りネットワークの構築についてですが、地域の高齢者宅への定期的な訪問など、高齢者の見守りにつながる地域活動を実施する団体に対し、活動の立ち上げに係る初期経費を助成することにより、地域見守り活動の促進を図る事業でございます。

令和6年度は、2団体に初期費用を交付する計画でしたが、右側の実績の欄にございますとおり、交付団体数は0件でした。

課題といったしましては、活動の立ち上げを検討する従事者、担い手となる方についても高齢化が進んでおり、活動実施に結びついていないと考えております。

対応策につきましては、まだまだこの取組みの周知が行きわたっていないことが考えられますので、効果的な周知方法を検討するとともに、引き続き、ホームページ等により周知を行ってまいります。

2点目の取組みは、介護専用型有料老人ホームの整備でございます。

千葉市内に設置されております「介護付有料老人ホーム」につきましては、市外からの入居者が多くを占めている状況にありますことから、整備法人の公募を行う際に、地域密着型特定施設として募集を行いました。

令和6年度は58人分の整備を計画していましたが、実績は、1事業所から申し込みがあったものの、銀行からの融資が下りなかつたという理由により、申込辞退となり選定には至りませんでした。

対応策としましては、銀行からの融資が下りなかつたという理由につきまして、本市としての対応は困難ではありますが、引き続き公募手法を検討し、参入を促してまいりたいと考えております。

続いて3点目の取組みですが、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備でございます。

施設への入所待機者が解消されていないことを踏まえ、認知症の高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域バランスを考慮して計画的に整備することを目標としております。

事業内容としては、小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護と併設することを条件に、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症グループホーム）の整備にかかる補助を行うというものであり、令和6年度は27人分の整備を計画しておりました。

実績としては、1事業所から応募があったものの、事業用地の確保が困難との理由から、申込辞退となり、選定には至りませんでした。

対応策ですが、本申請に至らなかつた理由が、事業者による土地の確保ができていないためであり、対応は困難ですが、引き続き公募手法の検討を行ってまいります。

次に4点目の取組みですが、主任介護支援専門員研修受講者支援の取組みでございます。

事業内容は、より質の高い介護サービスの提供体制を支える人材として必要な主任介護支援専門員の研修受講費用を助成するというものです。

実績の欄にあるとおり、令和6年4月1日以降に資格取得をした人を対象にしておりますが、令和6年度の申請者はいませんでした。

課題としましては、研修終了日が令和7年2月17日、助成金の申請期限が令和7年2月28日であり、研修終了日と当事業の申請期限までの日数が短かったことが考えられます。

対応策につきましては、研修終了日から申請期限までに十分な期間を設けるとともに、引き続き制度の周知に努め、積極的な活用を促してまいります。

なお、当事業は研修終了日から1年以内であれば申請できることとしているため、令和6年度の研修修了者も令和7年度の当事業の助成対象となることを申し添えます。

続きまして、資料2をご覧ください。

「自立支援・重度化防止の取組み」と題した資料でございます。

こちらは、高齢者保健福祉推進計画の中で、1事業ごとに目標値を定めるということではなく、大きな取組目標を定めたものでございます。

介護保険法に基づき、第7期の介護保険事業計画から、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた施策とその目標を定めることと、これらの取組みと目標の達成状況を調査分析し、その評価の結果を公表することについて、市に努力義務が課されることとなりました。

そこで、本市の第9期介護保険事業計画では、75歳から85歳未満の高齢者のうち、要介護・要支援の認定を受けていない人の割合について目標を定めており、令和5年度の数値である82.2%をベースラインとして、この数値を維持するとしていたところですが、令和6年度の実績は81.7%であり、要介護・要支援認定を受けていない人の割合が少し減少はしたものの、ほぼ横ばいの状況でございました。

考察及び改善策につきましては、高齢化等により、シニアリーダーや通いの場の担い手や後継者不足が深刻化しております。一方、市内全区に保健師、管理栄養士や歯科衛生士といった医療専門職を配置し、通いの場において、フレイルに関する健康教育や健康相談を実施するとともに、健康診断結果から把握したフレイルの疑いがある後期高齢者に対して個別支援を実施しました。こちらは、資料1-2に記載する取組みの通し番号のNo.25「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」という取組みでございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

今後も引き続き、医療専門職による通いの場での健康教育とフレイルの疑いがある高齢者への個別支援を全ての区で実施するとともに、リハビリテーションの視点による、身体機能及び生活機能の改善を図る取組み、こちらは資料1-2の通し番号No.26「フレイル改善」の取組みとなります。これらの取組みを実施することにより、高齢者の健康状態の改善を図ってまいります。

また、介護予防の啓発を強化し、住民主体の介護予防活動の促進を図ってまいります。

議題3「高齢者保健福祉推進計画（第9期介護保険事業計画）」に係る令和6年度の取組状況及び自己評価結果についての説明は以上でございます。

【三田寺会長】

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

【島田委員】

千葉県在宅サービス事業者協会の島田です。資料1-1の裏面にある「2 計画目標を達成できなかった取組事業について」の「IV」(2)1「主任介護支援専門員研修受講者支援」について、これは新規の方に補助を出すのか、新規、更新の両方に当てはまるのか教えていただけますでしょうか。

【上原介護保険管理課長】

この助成は新規に資格を取る方が対象となっております。

【島田委員】

ありがとうございます。助成した方がゼロということで、課題として研修の終了日と申請期限がすごく近かったということが書いてありますが、あと周知ですね、今、ケアマネージャーは足りなく、ケアマネ難民という言葉ができています。

昔は40件で減算だったのが、今はITや携帯電話、事務員さんを入れることで、大体50件ぐらい持てるようになっていて、ケアマネが足りないので、国もその部分必死になっているのだと思います。

事業所に関しても新規で主任ケアマネを置かなければならぬという決まりがありまして、主任ケアマネになるということで、非常に助成金はありがたいのですが、周知の期限が短かっただけではなく、その周知が足りなかつたのではないかということ、1年間の猶予があることで、令和6年度に受けた方が、例えば令和7年度に申請してしまうと、令和7年度に主任ケアマネになった方が募集したときには、すでに定員に達成しているというようなことになることもあると思います。

千葉市としては、去年、周知や期限が引っかかったということであれば、去年は去年、今年は今年という形で既に予算が組んでおり難しいかもしれません、何か対策をとっていただけたらなと思います。そうしないと今度は令和7年度の方が、次年度で申し込むことになり、毎年その方々が間に合わなくなってしまいます

ケアマネさん、主任ケアマネさんがどのくらい研修費用がかかるかご存じでしょうか。

【上原介護保険管理課長】

周知につきましては、昨年度は居宅介護支援事業所宛にメールを出し、ホームページに情報を掲載してきましたが、それ以外に、他に方法がないか今後検討したいと思います。

それから定員が20名ということで、非常に申し上げづらいことですが、予算の限度もありまして今のところ、この人数で行っております。今後の申請の状況を見ながら、拡充についても検討していきたいと思います。

研修の費用についてですが、新規の研修費用が5万7,400円と聞いております。それ以外にも、自分で勉強したりするのにお金がかかったり、非常に高額な費用がかかっているということは承知しております。

【島田委員】

前年度の方が今年度の予算を使うことがどうなのかということがありますので、できればどこかの段階で前年度の方が使うのではなく、今年ちゃんと卒業した方が、受講できるよう、考えていただけたらありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【三田寺会長】

はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

【矢島委員】

公募委員の矢島と申します。2点ほどお伺いしたいことがあります。資料1－2の11ページの番号にすると、53番に高齢者等ごみ出し支援というのがあります。

実は私、個人情報なのであまり言えないのですが、現在、自治会の当番で理事をやっております。会長さんと親しくさせていただいていまして、このごみ出しについて、シルバー人材センターにお願いしたら、なかなかうまくいかず、最終的には、地域でやったほうがいいのではないかという話になりました。

会長から、地域の方でごみ出しに取り組みたいが、予算のこともあるので、有料ボランティアみたいな形になるのではないかというお話をしました。これについて、市としてはどのようにお考えになっているのかということが1つ目。

それからもう一つ、17ページの91番、成年後見制度の利用促進というところなのですが、この実施内容のところで、上から8行目「また、親族等の申し立てが期待できない、身寄りのない高齢者等への支援として、市長による後見開始等の申し立てを行うほか」、との記載があるのですが、これについて本当に親族の申し立てができないときは、市長申立がスムーズにできるのでしょうか、ということをお聞きしたいです。

千葉市ではなくて、東京都の方だったので、その名前は言えませんけれども、区長申し立てをお願いしたら、本人が希望しないとうちは区長申し立てできないと断られたことがありました。

その方は、中度の知的障害者ですけれども、後見類型か保佐類型になるか、その辺をつけていただきたいというお願いをしたのですが、本人の申し立てがないとできません、本人の希望がないとできませんということを言われました。

結局、22歳なったときに、入居していたグループホームを突然出てしまい、行方知れずにになってしいました。親族は虐待ケースですので、誰も手を挙げてくれません。結局行方がわからなくて、私の方で手の打ちようがないのです。

最終的に弁護士さんにお願いして、弁護士の方に住所を見つけていただきました。なぜかといいますと私がその方が出た後に残された私物の管理をグループホームさんにお願いすることができないのです。

ましてや、本人が出ていってしまって、家賃も未払い、捜索願も出せない、担当の措置機関である区のほうでは、区長申し立てをしてくれないということで、私の方で未だに私物を預かっている段階です。

弁護士さんがすべて話をつけて、何とか欲しいものは、本人に渡すことにしたのですが、実際にこれについて、どこまで市長申し立てをやっていただけるのかということが、すごく関心があります。

これはちょっと、回答が厳しいようであれば後日で構いませんので、教えていただければと思います。

【和田高齢福祉課長】

高齢者等ごみ出し支援の件について、まず、お答えさせていただきます。

地域での他の取り組みとしては、地域の団体、例えばNPOなどに、ごみを出すことにお困りの方に対して支援を行っていく団体を助成するというものでございます。けれども、実績に書いてありますとおり、登録団体数は市内全域で、まだ53団体であり、市内全域を賄っているは、とても言えないような状況にございます。

市としても足りているか、足りていないかと申し上げますと、足りていないと認識はしております。

やはりごみ出し支援を担っていただく団体に対して、周知を行っていかなければならぬことは感じておりますし、町内自治会さんには説明を毎年行っています。また、最近は老人クラブさんにもお邪魔いたしまして、このような取り組みを行っているので、クラブの中でも、お手を挙げていただけると、大変助かりますというようなご案内を差し上げているようなところもございます。

この他にも、地域の中で活動されている団体に対して、ごみ出し支援を担っていただけないかというようなお願いを、継続して行っているところでございます。

【渡辺地域包括ケア推進課長】

成年後見支援センターの所管をしております。

まず、市長申し立て件数なのですが、高齢者の方が46件、障害者の方が10件で合計の56件、市長申し立てを昨年度実施しております。

委員がおっしゃられた未成年者に対する成年後見についてですが。

【矢島委員】

いや、未成年ではなくて、成人になった時です。20歳を過ぎた後に成年後見につなげた方よい方だったのです。

まさに、22歳になったときに、金銭的なところで問題起こしてしまい、相当の借金をしています。

グループホームに届いた消費者金融からの借金とかの催促状やそのグループホームへの未収金もあります。おそらく140万、150万円になっているのではないかと思います。

いわゆる未成年後見ではなくて、成年後見の対象になった20歳すぎのところでの、市長申し立てについて、千葉市の考え方はどのようなものかを伺いたいです。

申立人は非常に限られているかと思います。親族か本人、それが叶わないときは、市長申し立てが可能ですが、その辺りは非常にグレーです。

予算の制約もあります。以前、千葉市で一度相談した時に、今年は予算がないので難しいと言われたケースもありました。

【渡辺地域包括ケア推進課長】

確かにおっしゃる通り、申請件数は伸びておりますし、申請の費用についてもかかっておるのは事実でございます。

ただ、大前提となるのは成年後見が必要かどうかというのは当然、医師の診断に基づいて各区の保健福祉センターなどで市長申し立てをするかどうかというのは判断させていただいております。

なおかつ、今、月1回、千葉市で、成年後見の市長申し立てのケース検討会というのを、外部の弁

護士の先生を交えて、行っており、これは裁判所でも市長申し立てが必要かどうかということを判断しております、その件数が先ほど申し上げた年間 56 件になっております。

【矢島委員】

そこに水を差すわけではないのですが、今、中軽度の知的障害者の方の施設で非常勤の相談員をやっているのですが、携帯電話を使って、出会い系とかマッチングアプリを平気でやってしまい、詐欺まがいの買い物をしてしまいます。

そういう方は決まって大体、年齢的に 20 歳から 50 歳ぐらいの方ですが、家族が面倒見てくれないし、ほとんど訪ねてくることもありません。

だけど、こういう問題を起こしているのだから、携帯電話は使っては駄目だと、私たちが取り上げることはできません。

本人が自分のお金で払っているため、詐欺まがいの買い物をしたとしても、代理権があれば、クーリングオフよりもっと強い形でかけられます。

ですから、そういう時のために区市町村申し立てが、お願いできないかということを常日頃から感じています。実際、自分自身も、いまだに本人の私物を管理している状況にあります。

ですので、ここに書いてある文言通りにとれば、期待できない身寄りのない高齢者等への支援となっているのでしたら、中軽度の知的障害者でも救っていただけるのかと思い、質問させていただきました。

【渡辺地域包括ケア推進課長】

先ほど申し上げた毎月 1 度のケース検討会の中でも、同じような事例というのは多く聞いております。そのような事例があるときには、まずはやはり各区の保健福祉センターにも相談をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【三田寺会長】

はい、ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

【島田委員】

もう 1 つ伺いたいのですが、資料 11 ページの中で、「ひとり暮らしの方が住みなれた地域で」ということで、これは本当に理想的な地域包括ケアというところに当たると思うのですが、どのようなグループの方々が見守りすることに手を挙げて、組織なさっているのかを教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【和田高齢福祉課長】

資料 1-2 の 55 番「高齢者見守りネットワークの構築」について、どのような団体がいるのかというご質問ですが、町内自治会、社会福祉協議会の地区部会や、マンションの管理組合の有志の方々でなどがいらっしゃいます。

見守り活動を行う団体を立ち上げたことに対する初期費用を助成してきたものでございますけれども、残念ながら、昨年度は申請はございませんでした。ただ、この事業は平成 23 年度から事業

を行っておりまして、これまで累計で交付をしてきた団体の数は65団体に上っておるところでございます。

【島田委員】

ありがとうございました。

【福田委員】

介護老人保健施設はつらつりハビリセンターの福田と申します。この資料の18ページの特養老人ホーム、有料老人ホーム、グループホームで、まだ200床とか募集をかけていると思います。

これで施設ができるとまた人材確保が必要になるかと思いますが、さらに職員が足りなくなることが考えられます。利用者と職員のバランスまで考えられているのでしょうか。

【渡邊介護保険事業課長】

特別養護老人ホームの関係で言いますと、複数の施設を年度で連続して新設することはしないということを計画上考えており、新しくできる施設に働く方が集中することを避けるようにしています。

資料で言いますと、95番ですが、整備量が220床、140床、220床となっており、200床台のところでは、新設の施設として2か所を想定しています。

また、100床台のところについては、新設するところは1か所です。なおかつ新設に限らず、今あるところを増床ということを優先するようにし、働く方が新しい施設に集中することがないよう配慮しております。

【福田委員】

増床するということは、また人が必要になる。

【渡邊介護保険事業課長】

それはおっしゃる通りです。

ただ、既存の施設がある方が、まだ人の確保という点は、若干スムーズにいくのではないかとうように思っています。

【福田委員】

5、6年前に清田課長にも同じことをお伝えした際、「募集のある限り減らせない」という話を伺ったことがあります、この資料でもまだ220、140、220となっています。

このことについて、その先のビジョンはどのようになっているのでしょうか。

【渡邊介護保険事業課長】

募集は減らせないということではなく、待機者の方が一定数いる以上、作る数は減らせないということかなと思います。実際、今でも一定数の方は待機者がいらっしゃいます。

今の時点だと特別養護老人ホームに1,400人くらいの対象者の方がいらっしゃるという状況

があります。こちらとしては待機者がいらっしゃる限り、施設はある程度作らなければならないと考えています。

ただ、実際に、今、施設に空きが出たときに、その待機者の方に施設側から空きが出ましたとご案内すると「まだいいです」というような方がいらっしゃることもあるらしいので1,400人という数字が緊急性のある意味での対象者の数字かというと、そこは疑問があると考えています。

そもそも既存の施設自体、建ててから年数が経って老朽化している施設があるという認識もあります。

高齢者の方もある程度増えますが、ある程度のところで減っていくということもあるので、そういったところを踏まえて、次の計画を立てるような段階では、ある程度反映できるものがあれば反映することも検討していかなければならないと思っているところです。

【福田委員】

「施設の老朽化」という言葉がありましたが、施設に今いる方たちの人数が減らないですよね。

そのまま建物も立て替えられないということは、老朽化で施設が無くなっても良いという発想ではないですよね。

【渡邊介護保険事業課長】

今のところ、まだ千葉市としては高齢者の方が増えており、施設のニーズもあると思っていますので、無くしていくということは、今の時点で考えているわけではありません。

【福田委員】

特別養護老人ホームに入居を頼むとき、5施設ぐらい重複して頼むということも結構あるお話をと思います。そういうところまで把握しておりますでしょうか。

【渡邊介護保険事業課長】

先ほど申し上げた1,400という数字は重複がないようにカウントした数字として1,400ぐらいということです。

それはこちらの方で重複しないような形でカウントした数字として1,400となっています。

【福田委員】

それをもう把握できているのですね。

【渡邊介護保険事業課長】

それを把握するようにしています。

【福田委員】

そうですか。わかりました。

でもいずれも減らしていく方向なのでしょうか、この200床は。状況を見ながらになるかと思いますが。

【渡邊介護保険事業課長】

いつ頃というのは、正直わからないですが、高齢者の方の人も減っていくということが将来的に見えてくれば、そのようなことも考えていかなければならないと思っています。

【福田委員】

職員の人数とか、バランスを考えてもらえると嬉しいです。

【三田寺会長】

はい。その他にございませんでしょうか。

【武村委員】

老人福祉施設協議会の武村です。細かい部分なのですが、2点教えていただきたいと思います。20ページの113番。外国人介護人材の活用の部分で、日本語教室の開催を行っているということですが、実際に開催して、受講した外国人の人数はどのくらいになりますでしょうか。

【上原介護保険管理課長】

20名募集しております、そのうち15名の方に参加をいただいているところでございます。

【武村委員】

はい、ありがとうございます。年間で1回開催して、20名募集して、実績が15人だったということでしょうか。

【上原介護保険管理課長】

令和6年度につきましては、10月から1月までの期間で12日間開催しております。その12日間に午前と午後の2クラス、合計で24回開催して、両クラス合わせて15名となっています。

【武村委員】

はい、ありがとうございます。

ここで自己評価に◎、課題には、申し込みが定員に満たないクラスもあり、より効果的な周知方法を検討する必要がある、と記載があり、対応策で参加者へのアンケート結果等を元に周知方法や実施内容の検討をすべきとありますけども、参加者の方よりは、実際に外国人を採用している介護施設等に、調査をしていただき、どのようなやり方であれば、より外国人が参加させやすいのかということについて、情報を取っていただければと思います。

あともう1点が114番ですが、合同就職説明会で、ハローワークと連携して2回マッチングを行っているということですが、実際に何人の求人があってそれに対して、何人の応募があつて採用に何人が繋がつたという部分までは、数字は把握されているのでしょうか。

【上原介護保険管理課長】

合同就職説明会でございますが、44社の出展がございまして、来場した人数が72人でございます。

そのうち、説明会の後に施設を見学した方が42人、さらに13名の方が面接進んで、そのうちの6名の方が就職をされたと聞いております。

【武村委員】

ありがとうございます。

ということは、44の施設ですから、施設が各施設1人ずつ募集をしていたとしても、求人数が44に対して、最終的に採用に繋がったのが6人という理解でよろしいでしょうか。

【上原介護保険管理課長】

はい、その通りでございます。

【武村委員】

ということであれば、こちらも自己評価が○となっていますが、実際にブースを出した事業者としては、ほとんどのところが採用に至らなかったということになると思います。

この事業自体を○という形で評価をしてしまうと、その現場との受け取り方に乖離があると思いますので、今後、対応策の方考えていただければと思います。

【上原介護保険管理課長】

はい、承知いたしました。

【三田寺会長】

はい、他にございませんでしょうか。なければ、議題3については以上とさせていただきます。続きまして、議題4、第9期介護保険事業の運営状況について、事務局から説明をお願いいたします。

(4) 第9期介護保険事業（令6年度）の運営状況について

【上原介護保険管理課長】

介護保険管理課の上原でございます。

議題4「第9期介護保険事業（令和6年度）の運営状況について」所管部分の資料3と4を説明させていただきます。

初めに資料3、第9期介護保険事業計画の実施状況でございます。

まず、左側の表でございますが、縦軸には計画項目である、人口、第1号被保険者数、高齢化率、要介護認定者数、認定率、サービス利用者数、給付費等を配置してございます。

横軸には、令和5年度の実績値、今回報告いたします令和6年度については、計画値、実績値、対前年実績、対計画実績を、そして令和7年度、8年度は計画値をそれぞれ配置しております。

次に、右上のグラフ1ですが、第1号被保険者数、高齢化率及び認定率の推移を示してございま

す。下のグラフ2は、認定者数、サービス利用者数及び事業費の推移を示しています。

では、令和6年度の実績をご説明いたします。

第1号被保険者、65歳以上の数は、約25万7,000人となっております。前年度からは762人の増でございます。

高齢化率、人口に占める65歳以上の方の割合は、26.2%と前年度から変動はございません。

つぎに、要介護認定者数ですが、前年度から2,407人増えて、5万1,862人と計画値を上回る数値となっています。

つぎに、認定率は、要介護認定者数の増加に伴って、前年度比0.9ポイント増の19.7%と、こちらも計画値を上回っています。

つぎに、サービス利用者数は、合計で4万3,725人、前年度比1,700人増です。

つぎに、保険給付費ですが、要介護認定者数の増加に伴い、前年度から約37億6,900万円増加し782億3,000万円となっております。

最後に、地域支援事業費でございますが、5千900万円増の32億600万円となっております。

資料3の説明は、以上でございます。

続きまして、資料4でございます。政令市の状況です。

表の左から、自治体名、人口、第1号被保険者数と高齢化率、認定者数と認定率、給付月額を一覧にまとめています。

本市の状況につきましては、4行目に記載してございます。

こちらの資料は、他市との比較のため、各年度3月末時点の数値となっております。資料3の数値と異なっている点をご留意いただきたいと思います。

各都市の性格、状況が違うため、単純に比較することは難しいのですが、全体を見てみると、まず、人口ですが、20市のうち、令和5年、6年と2年連続で人口が減っているところが13市ございます。

それから第1号被保険者数は、前年から減っているのが8市、12市では増えてございます。

そして、認定者数は、20市すべてで増加しており、それに伴って、給付月額も、多くの自治体で増加しています。

全体的に見ますと、明らかに少子高齢社会の状況があらわれている状況でございます。また、認定者数が増える状況は、今後も続くものと言われています。

内閣府の資料では、要介護認定者数は、2040年ごろにピークになると予測されており、その後は、横ばいから減少傾向になると見られています。

本市におきましては、今後も高齢者、特に後期高齢者の増加に伴う、保険給付費等の増大が避けられない状況でございます。引き続き自立支援や介護予防支援を推進していくとともに、今回ご説明しました、データ等の動きを注視しながら、安定的な介護保険事業の運営に努めてまいります。

私からの説明は、以上です。

【渡邊介護保険事業課長】

介護保険事業課の渡邊です。

私からは資料5と6について説明をさせていただきます。

サービスの種類別利用につきまして、令和5年度から6年度の実績の推移、それから、令和6年度の計画値と実績値の比較を中心に整理しております。

表が3つございまして、左が「介護給付サービス」、右上が「予防給付サービス」、その下が「総合事業」をそれぞれまとめたものです。

左側の表の(1)居宅サービスの①訪問介護を例に表を見てみると、令和5年度の実績として、A欄ですが利用者数が8,400人で、年間延べ約287万回のサービスを提供しております。令和6年度の実績C欄ですが、利用者数が8,372人で、延べ約294万回のサービス提供になります。増加率C/A欄を見ると、利用者数は99.7%で前年度とほぼ同程度、利用回数は102.4%とやや増加傾向にあります。

また、令和6年度の計画B欄と実績C欄とを見ると、その割合C/B欄は、利用者数は96.5%、利用回数で見ると97.2%と若干計画値を下回りました。

これをサービス全体で見てみると、資料の左上にまとめてありますが、令和6年度は、令和5年度の実績と比較すると、多くのサービスで利用者数、利用回数は伸びており、要介護・要支援者数の増加に伴い各サービスの需要が増えている。

令和6年度の計画値に対する実績値の割合は、多くのサービスで90%以上となっている、という状況になっています。

なお、右下の表の総合事業においては、令和6年度から、(1)の訪問型サービスにおける報酬の請求体系の組み換えがあり、①と②の指定を受けている事業所が②のサービスを提供した場合でも、①の括りで報酬を請求することとなったため、割合が大きく増減しています。

資料5につきましては、以上でございます。

続きまして資料6をお願いいたします。「高齢者施設の整備状況」でございます。

(3)の議題と重複するところはありますが、ご容赦願います。こちらの資料でも上のほうでまとめていますが、「特別養護老人ホーム」につきましては、公募において概ね計画どおりの事業所の選定を行いました。

なお、現計画期間をまとめた資料としたため記載がありませんが、令和5年度に選定した施設のうち1施設から、人材確保が困難であることを理由に、令和6年11月に辞退の申し出がありました。このため、令和5年度の選定は2施設で28人となりました。

次の「介護付有料老人ホーム」につきましては、応募はありましたが、銀行からの融資が下りなかつたという理由による辞退で計画数を達成できませんでした。

次の「認知症対応共同生活介護」グループホームにつきましては、整備の進まない看護小規模多機能型居宅介護と併設することを条件に公募を行いましたが、土地の確保が困難という理由により辞退となり、公募申請には至りませんでした。

次の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」ですが、公募の申込はありませんでした。

なお、補助金の対象とはならない施設併設型の事業所が、随時指定で令和6年度に2事業所開所しています。

最後に、「(看護)小規模多機能型居宅介護」ですが、補助金を活用した公募を行いましたが、先程のグループホームでお話ししたとおり、土地の確保が困難という理由により辞退となり、公募申請には至りませんでした。

なお、補助金の対象とはならない圏域において、隨時指定で令和6年度に1事業所開所しています。

特別養護老人ホームは、概ね計画どおりには選定は進んでいますが、選定後の辞退により、整備に遅れが生じています。

また、特別養護老人ホーム以外の施設は整備に繋がっていない状況です。

このため、今後、補助要件等の見直しができないか、検討して参ります。

説明は以上でございます。

【三田寺会長】

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等ございましたら、お願ひいたします。

【和田委員】

今日はケアマネ協議会として参加しているのですが、違う立場で質問いたします。資料5に訪問看護の推移が書いてありますが、最近はその施設併設型といいますか、看取りだけをしている施設の訪看さんが、かなりの数できています。看取りしか行わず、入居金を安くし、その分医療費で稼いでいるパターンがあるが、その数を除いて計算しているのでしょうか。

【渡邊介護保険事業課長】

これは実際に介護保険を使ったものの数なので、その全てを含んだ形になります。

【和田委員】

施設だとがん末期とか、医療系保険で算定するところが多いので隠れてしまうのだと思います。

実際はどうしても施設に入るお金が高くて入れないが、このような施設だと入居金を安くし、入居後に本人が驚くような金額の請求書が来ることがあるので、審査をしっかりしていただくのが良いかと思います。

【渡邊介護保険事業課長】

医療保険部分についてはここには含まれておりませんが、ただ、審査については要件を満たす形で申請があがってくれれば、市としては認めざるをえないというところがございますので、なかなか難しいかと思っております。

【和田委員】

特養とかの申請の時に協力医療機関のことだったら触れられると思うのですが、実際にきちんと機能しているかどうかとか、例えば、施設から遠いところから来る訪問医がいたりする場合に、申請の段階で、チェックすることができないでしょうか。

【渡邊介護保険事業課長】

距離が遠いから一概にダメということはございません。

【和田委員】

現実問題とすると、遠い施設には夜、医師は来ることではなく、救急車だけになってしまいます。その実態を後から見ていただき、適切かどうかを判断できれば本当は一番いいと思います。

申請の時点でも、なるべく近くの医療機関にしてくださいと声かけぐらいはしていただけるとありがたいです。

【渡邊介護保険事業課長】

特別養護老人ホームにつきましては、その協力医療機関の制度について見直しがあります。施設側で対応できず、一時入院が必要な状態になった入居者の受け入れ可能な体制を持つ医療機関を協力医療機関にしなさいというような見直しがなされています。それは今経過措置期間中なのですが、協力医療機関をそういったところにするという方向に動いているので、改善はある程度されるのかなというふうに思っております。

【和田委員】

実際に協力医療機関にも、あまりメリットがないので、引き受けたくないところが多いですが、介護保険事業課には相談はないでしょうか。

【渡邊介護保険事業課長】

現時点でそういった具体的な相談はありません。市の方でも、在宅医療・介護連携支援センターがありますので、そういったところと話をしながら対応していきたいと考えています。

【三田寺会長】

はい、よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

【島田委員】

和田先生にご質問なのですが、私の認識としては、医療保険でも介護保険でも、ドクターの指示で回数や治療内容が決まるので、誤魔化せないという意識なんですが、その点について教えていただけないでしょうか。

【和田委員】

医師の指示の下に対応するのが訪問看護ではあるのですが、例えば、ALS や痰吸引はかなり頻回になります。

在宅では家族が介護で疲弊したり、介護で資格を持っている人でも回しきれなくなるので、施設はありがたいといえばありがたいと思います。

本来、訪問看護は 20 分以上やらないと算定できないですが、某施設では看護師が 30 人いて、これを算定すると 24 時間全員いても足りないという数になります。

そのことについては今一生懸命、我々も、これはおかしくないかという働きかけは行っています。ガン末期とかは回数制限がないので。彼らいわく、何回でも入れることになっていますと言います。

同じガン末期でも私の患者さんもまだ元気だったのですが、施設で明日から3回入りますという話があり、私が週一回でよいと伝えると、それだとこの施設には入れませんという営業のスタイルになっています。

本当に必要な方にはありがたいところもありますが、それはあり得ないという話も結構多いです。このことについては、医師の指示書にも厳密に何回入るとは書いておらず、必要があれば看護師さんは医療保険のガン末期や厚生労働省が指定した別表にあるものについては入れてしまいます。

しかも施設にいるので、すぐに入れる上に、本来だと20分、どれだけの量を行ったという記録があるはずが、それができていない。その辺はしっかりしていかないといけないのではないかと思います。

【島田委員】

ありがとうございます。

委員が言う施設というのはサ高住というところのお話ですか。

【和田委員】

特別な看取りを専門としているサ高住です。

【島田委員】

ありがとうございます。

私もケアマネの立場としてそういう施設もあって、困ったというのを私も感じていますので、何かございましたらご相談させていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

【和田委員】

病院の先生方も看護師が病院のように定期で入ってくれるものだと考えています。それは一切なく、訪問看護として入っているので、医療費というか、大変な金額になってしまいます。

逆にそこで儲けているところありますけど、付帯の訪問看護ステーションで、受け入れやすい感じで稼いでいます。

私たちが病院のソーシャルワーカーにお願いして、現状を説明して、なるべく在宅に返してくださいとお願いしています。

【島田委員】

ありがとうございました。

【三田寺会長】

はい、ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

他に、特になければ、議題4については、以上とさせていただきたいと思います。

これで本日予定されておりました議題はすべて終了となります。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

なお、本日の議事録につきましては、各委員の皆様にご確認いただいた後、取りまとめをさせていただきます。

以上で、令和7年度第1回高齢者福祉・介護保険部会分科会を閉会いたします。

この後は事務局にお返しいたします。

【小室介護保険管理課長補佐】

三田寺会長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会を終了させていただきます。

次回の開催につきましては、令和8年3月下旬を予定しております。

本日は長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。